

生活福祉資金特例貸付 償還猶予申請のご案内

生活福祉資金特例貸付の借受人で、次に示す対象要件に該当し、償還が著しく困難となった方については、償還を猶予することができます。

<対象要件>

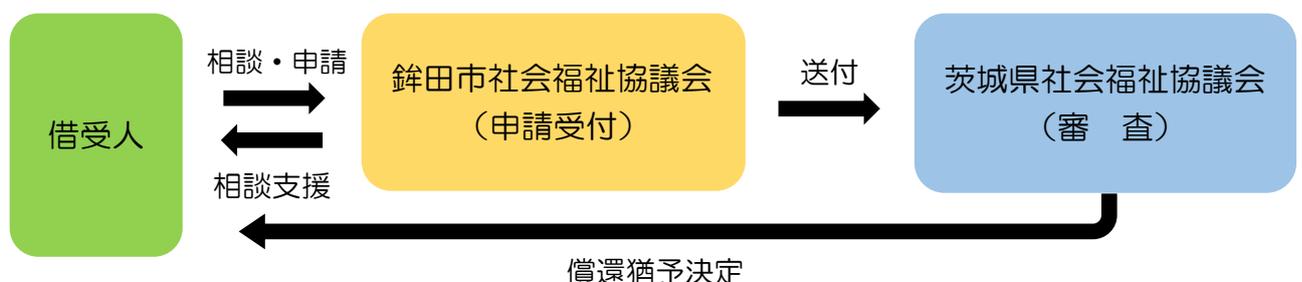
No.	申請の理由
1	地震や火災等に被災した場合
2	病気療養中の場合
3	失業又は離職中の場合
4	奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンは除く）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合
5	自立相談支援機関に相談が行われた結果、当該機関において、償還猶予を行うことが適当であるとの意見を受けた結果
6	茨城県社会福祉協議会会長が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合

※申請にあたっては、償還猶予申請書、本人確認書類のほか、対象要件を満たすことを確認するために必要な書類の提出が必要です。

<償還猶予期間>

原則1年間

<申請の流れ>



<申請先・問合せ先>

社会福祉法人 銚田市社会福祉協議会
住所 銚田市当間228番地
TEL 0291 - 32 - 5831